

33—03 P U D T

口頭審理の出頭者、期日に出頭しない場合の手続

1. 出頭者

(1) 口頭審理に出頭し得る者は当事者（法人にあっては代表者）、代理人、参加人及び通訳人である。

代理人としては次の者が挙げられる。

ア すでに特許庁に対し代理人としての手続をした弁理士、弁護士、指定代理人等

イ 委任状を持参した弁理士、弁護士

望ましい出頭者は以上のとおりであるが、やむを得ない事情を当事者が疎明し、審判長が認めたときは、委任状を持参した当該当事者の従業者等も許容する。例えば、専門性の高い技術事項を説明する発明者が該当する。

(2) 出廷した者が委任状を示さず、かつ口頭審理に出頭したい旨申し出た場合において、審判長が、出頭させることが適切と認めたときは、相手方の意見を聞いたうえで、委任状を後から提出させることにして審理する。委任状の提出がないとその陳述が無効になることから、その事情を調書に明記する。

(3) 出頭者となり得ない者は、傍聴人として扱う。

弁理士事務所の、弁理士等の資格を有しないスタッフは出頭者となれない。

当事者と法人の異なる法人に属する従業者は出頭者となれない。

2. 期日に出頭しないとき

特許庁から呼出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭しないときは十
万円以下の過料に処せられる（特 § 203、実 § 63、意 § 76、商 § 84）。

3. 口頭審理期日に当事者の双方が出頭しないとき

口頭審理期日に当事者の双方が出頭しないときは実質的に口頭審理を行うこ

とができない。そこで、

- (1) その期日に証人尋問を併せて行う予定がなかったときは、不出頭の事実を記載した口頭審理調書（→33—04）のみを作成する。
- (2) その期日に証人尋問を併せて行う予定があったときにおいて、
 - ア 証人が出頭しなかったときは、前記(1)に準じる。
 - イ 証人が出頭したときは、証人尋問のみを行うことができる（特 § 151、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④、民訴 § 183）。このときには、主として証人尋問の申出をした者から提出されている尋問事項を記載した書面に基づいて、審判長が証人を尋問する。そしてその結果、口頭審理に関する不出頭の事実を記載した口頭審理調書と証人尋問調書とを作成する。

4. 口頭審理期日に当事者の一方が出頭しないとき

口頭審理期日に当事者の一方が出頭しないときは、原則として口頭審理を行う。

- (1) その期日に証人尋問を併せて行う予定がなかったときは、口頭審理調書のみを作成する。
- (2) その期日に証人尋問を併せて行う予定があったときであって、
 - ア 証人が出頭しなかったときは、前記 3. (1)に準じる。
 - イ 証人が出頭したときには、併せて証人尋問を行うことができる（特 § 151、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④、民訴 § 183）。そしてその結果、口頭審理調書と証人尋問調書とを作成する。このときの証人尋問において、
 - (ア) 証人尋問を申し出た側の当事者が出頭しているときは、主としてその当事者に尋問させる。
 - (イ) 証人尋問を申し出た側が不出頭で、その相手方が出頭しているときは、前記 3. (2)イと同様にして証人尋問を行う。ただし、前記の相手方にも反対尋問の機会を与えることはいうまでもない。

(改訂 H27. 10)